仙台市教育委員会 御中 (教育局学校教育部教育相談課扱い)

> 仙台市個人情報保護審議会 会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和 3 年 8 月 17 日付け R3 教学相第 327 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第55号

- (1) 「仙台市教育委員会教育長は、平成○年○月○日付回答書において、『なお、現在当該校 2学年に在籍されております○○さんに対しましても、気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するよう学校に対し指導いたしました。また、いじめの未然防止につきましても、職員が一丸となって万全の体制で取り組むよう改めて指導を行ったところでございます。』旨回答を行っている。上記に係ることについて、市教委担当○○○氏が、○○中学校に対して指導を行ったとされる、『年月日』、『指導場所』、『参加者』、『 α担任から繰り返し不適切な行為を受けたことによって、被害生徒○○が不登校となったことに対する特別な配慮及び指導』、『兄○○○○がいじめを受けて不登校となり、そのことが噂となり吹聴いじめが発生しているため、いじめ被害生徒○○が不登校となったことに対する特別な配慮指導』等々について、教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「平成30年12月28日,『【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認,これまでの経過等』を開示としている。その中で22番『訴え』欄において,『○月○日(正確な日にちは不明)にはく校長を市教委に呼び出し』との記載がある。このことは学校長く氏も市教委○○○氏も認めていることである。被害生徒○○○が、平成○年○月○日教育長回答書『気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するよう学校に指導している』を受けているのにも関わらず、『学級編成に○○シフトを敷くなどの配慮をしなかったこと』、『事前に家庭に学級編成状況等を説明しなかったこと』、『初日は登校できたがδ主幹教諭による暴言を受け登校ができなくなったこと』、『教員に

よるいじめ(体罰)を受けたことにより、噂となり吹聴いじめが発生し、長期の欠席(不登校)を余儀なくされていること』、『欠席の理由は、体罰やいじめに起因すること』旨等を学校長な氏は市教委から指導を受けたそうであるが、このことに関して、校長及び市教委(教育相談課)が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

(3) 「平成31年1月18日,個人情報開示があったが,請求57におけるほんの一部の開示に 過ぎない。特に,当方では,文中にある『中学校校長の不適切な対応3件』について,下 記の通り求めているのである。改めて開示請求を求めるものである。平成○年○月及び○ 月,仙台法務局人権擁護部職員と人権擁護委員が,仙台市立〇〇中学校に連絡を入れ訪れ ている (訪問は一回)。その内容は,『学校長ζ氏が,体罰及びいじめを助長する行為等を 受けてきた被害生徒〇〇〇〇の人権を繰り返し侵害してきたか』『人権侵害は実際に繰り 返されてきたのか』等々であり、○○中学校において、仙台法務局人権擁護部職員及び人 権擁護委員の『調査』が行われたことは、周知の事実である。会合場所は同校校長室で行 われ、学校側の出席者は、校長と教頭であり、会合時間は2時間に及んだ。教頭は、同会 合の記録者として同席した。これらのことについては,平成○年○月○日 17 時 43 分頃, 教頭から電話にて伝え聞いている。また、当方ではその後、教頭から電話にて『記録を取 った』旨回答を三度も得ている。このことから社会通念に照らし合わせても『教頭が作成 した記録がある』と解釈できるので、改めて会合記録の開示を求めるものである。本会合 に係ることについて、教頭が記録した会合記録文書の開示を求める。また、教頭が作成し た記録文書に係ることについて、『年月日』『会合の詳細及びその内容』『中学校校長の不 適切な対応3件の詳細』『学校長の発言(回答)内容』『会合時間』『参加者名』等々,記録 文書」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 46 号 (諮問第 55 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人(以下「請求人」という。)の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例(平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(3)までの個人情報(以下「対象個人情報」という。)の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成30年12月28日付け個人情報非開示決定及び平成31年3月11日付け個人情報非開示決定(以下これらを「原処分」という。)について、それらの処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「仙台市教育委員会教育長は、平成○年○月○日付回答書において、『なお、現在当該校 2学年に在籍されております○○さんに対しましても、気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するよう学校に対し指導いたしました。また、いじめの未然防止につきましても、職員が一丸となって万全の体制で取り組むよう改めて指導を行ったところでございます。』旨回答を行っている。上記に係ることについて、市教委担当○○○氏が、○○中学校に対して指導を行ったとされる、『年月日』、『指導場所』、『参加者』、『 α担任から繰り返し不適切な行為を受けたことによって、被害生徒○○が不登校となったことに対する特別な配慮及び指導』、『兄○○○○がいじめを受けて不登校となり、そのことが噂となり吹聴いじめが発生しているため、いじめ被害生徒○○が不登校となったことに対する特別な配慮指導』等々について、教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (2) 「平成30年12月28日,『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認,これまでの経過等』を開示としている。その中で22番『訴え』欄において、『〇月〇日(正確な日にちは不明)にはく校長を市教委に呼び出し』との記載がある。このことは学校長く氏も市教委〇〇〇〇氏も認めていることである。被害生徒〇〇〇〇が、平成〇年〇月〇日教育長回答書『気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するよう学校に指導している』を受けているのにも関わらず、『学級編成に〇〇シフトを敷くなどの配慮をしなかったこと』、『事前に家庭に学級編成状況等を説明しなかったこと』、『初日は登校できたがδ主幹教諭による暴言を受け登校ができなくなったこと』、『教員によるいじめ(体罰)を受けたことにより、噂となり吹聴いじめが発生し、長期の欠席(不登校)を余儀なくされていること』、『欠席の理由は、体罰やいじめに起因すること』旨等を学校長く氏は市教委から指導を受けたそうであるが、このことに関して、校長及び市教委(教育相談課)が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (3) 「平成31年1月18日,個人情報開示があったが,請求57におけるほんの一部の開示に 過ぎない。特に,当方では,文中にある『中学校校長の不適切な対応3件』について,下

記の通り求めているのである。改めて開示請求を求めるものである。平成〇年〇月及び〇月,仙台法務局人権擁護部職員と人権擁護委員が,仙台市立〇〇中学校に連絡を入れ訪れている(訪問は一回)。その内容は,『学校長く氏が,体罰及びいじめを助長する行為等を受けてきた被害生徒〇〇〇の人権を繰り返し侵害してきたか』『人権侵害は実際に繰り返されてきたのか』等々であり,〇〇中学校において,仙台法務局人権擁護部職員及び人権擁護委員の『調査』が行われたことは,周知の事実である。会合場所は同校校長室で行われ,学校側の出席者は,校長と教頭であり,会合時間は2時間に及んだ。教頭は,同会合の記録者として同席した。これらのことについては,平成〇年〇月〇日17時43分頃,教頭から電話にて伝え聞いている。また,当方ではその後,教頭から電話にて『記録を取った』旨回答を三度も得ている。このことから社会通念に照らし合わせても『教頭が作成した記録がある』と解釈できるので,改めて会合記録の開示を求めるものである。本会合に係ることについて,教頭が記録した会合記録文書の開示を求める。また,教頭が作成した記録文書に係ることについて,『年月日』『会合の詳細及びその内容』『中学校校長の不適切な対応3件の詳細』『学校長の発言(回答)内容』『会合時間』『参加者名』等々,記録文書」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

(1) 対象個人情報のうち2(1)に対応する内容について

「平成〇年〇月〇日付け教育長名の文書」(開示資料番号 96) に、「学校に対し指導いたしました。」という記述があるので、指導を行った日付や場所、誰に対して具体的にどのような指導をしたのかが分かる文書が残っていることは社会通念に照らし合わせてみても当然といえる。

また、仙台市立〇〇中学校の校長や教頭、教員は、「平成〇年〇月〇日付け教育長名の文書」(開示資料番号 96)に示す内容の指導や助言は市教委から受けたことがないと話しており、当該文書は公文書偽造及び虚偽報告の疑いがある。請求人側はこの不祥事について、教職員課に文書等で何度も問い合わせを重ねていることから、教職員課内で会議(打合せ)等を行ったり、当該文書を作成した〇〇〇氏に事情聴取を行ったりするなどし、何らかの文書を残すことは当然のことである。

仮に、当該指導が実際に行われたとすれば、「○○中学校へ出向いての指導」か「市教委に呼び出しての指導」となるはずであり、○○中学校の学校日誌や旅行命令簿に記録があるはずである。

(2) 対象個人情報のうち2(2)に対応する内容について

当時の○○中学校長が、教育長から「気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するよう」指導を受けているのにも関わらず、「学級編成に○○シフトを敷くなどの配慮をしなかったこと」等は悪質な事案であるので、社会通念に照らし合わせてみても、校長が市教委に呼び出されて指導を受けたはずである。

また、「【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)には、「○月○日にはζ校長を市教委に呼び出し」という記述があり、このことは当時の○○中学校長も、教育相談課の担当者も認めていることから、当該指導について実施機関が作成した記録が残っているはずである。

市教委に呼び出しての指導を行っている以上,〇〇中学校の学校日誌や旅行命令簿に記録があるはずである。

(3) 対象個人情報のうち2(3)に対応する内容について

請求人の父は、仙台法務局人権擁護部職員と人権擁護委員による訪問調査に当時の○○中学校の教頭が立ち会い、記録をとったことを教頭本人から聞いており、また、当該訪問調査について記録に残し、保存したり、市教委へ報告したりすることは教職員(管理職)の一般的な業務であるといえるので、社会通念に照らして考えても、教頭が作成した記録が存在するはずである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

(1) 対象個人情報のうち2(1)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(1)に対応する個人情報(教育相談課が〇〇中学校に対して,請求人の気持ちに寄り添いながら,組織として丁寧に対応するよう指導を行ったことに関し,当該指導を行った年月日,指導場所等の記録)について,「平成〇年〇月〇日付け教育長名の文書」(開示資料番号96)に記載のある,教育相談課が〇〇中学校に対して行った「請求人の気持ちに寄り添いながら,引き続き組織として丁寧に対応する」ことに係る指導は,口頭で実施したものであり,当該指導の内容を記載した公文書は作成していない。当該指導は,請求人の父から教育相談課に対して請求人の兄の担任教諭について苦情を申し立てる文書が送付されたことを受け,平成〇年〇月〇日に〇〇中学校に訪問して校長以下関係教員に聴き取りを行った際,併せて実施したものである。当該訪問に係る記録として「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連」を作成しているが,当該訪問の主たる目的が請求人及び請求人の家族に対する学校の対応状況について聴取することであり,当該文書にも当時の教育相談課の担当者から学校に対して指導・助言を行った内容は記載されていないことから,当該文書は本件の請求対象には該当しないと判断した。

実施機関においては、保護者から苦情等の申し入れを受け、学校に対し確認や指導を行う際、その全てについて記録を作成しているわけではなく、単に口頭による確認や指導に留まることも多い。また、当該指導は、「平成〇年〇月〇日付け教育長名の文書」(開示資料番号96)のとおり、「気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応すること」及び「いじめの未然防止についても、職員が一丸となって万全の体制で取り組むこと」という内容であるが、これらは教育行政における基本的な対応方針であって、記録を要するような特異的な内容の指導ではなく、日常的に行われるものである。したがって、これに係る記録を作成しないことは通常の対応として十分あり得ることであり、当然にその記録が残っていなかったとしても何ら不自然なことではない。

本件審査請求を受け、実施機関において〇〇中学校の学校日誌を確認したところ、当該 指導に関する記述は発見できなかった。また、旅行命令簿は保存期限(1年)の超過によ り既に廃棄されている。

なお,「〇〇中学校 〇〇〇〇 (保護者・〇〇小教諭) 関連」は,請求人の兄を本人とした個人情報開示請求において,当時未成年であった請求人の兄の法定代理人である請求人の父に対し既に開示している。

(2) 対象個人情報のうち2(2)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(2)に対応する個人情報(請求人が教員によるいじめを受けたことにより不登校状態になったことについて、平成〇年〇月〇日に教育相談課が〇〇中学校長を呼び出して指導を行ったことに係る記録)について、請求人は、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)内の「〇月〇日にはζ校長を仙台市教育委員会に呼び出し、直接指導をしたということであるが」という記述を根拠に、請求人が教員によるいじめを受けたことにより不登校状態になったことについて、平成〇年〇月〇日に教育相談課が〇〇中学校長を呼び出し、指導を行ったとしているが、この記述は請求人の保護者が作成した文書(平成〇年〇月〇日付け学校長あて文書「〇〇中学校長は、以下の事実を認め、文書による回答及び謝罪を行うこと(要望書)」)における主張を転記したものであって、実施機関の認識を表したものではない。教育相談課がこの日に校長を呼び出した事実はなく、その記録も存在しない。

教員によるいじめがあったとする請求人の訴えに対しては,「○月○日付文書 事実関係 対照表」のとおり,既に関係教員に対し聴き取り調査を行ったうえで,不適切な指導について謝罪を行っており,当時請求人及びその保護者から理解を得られたと判断したため,実施機関としては,当該事案は解決済みであると認識している。

本件審査請求を受け、実施機関において〇〇中学校の学校日誌を確認したところ、当該 指導に関する記述は発見できなかった。なお、旅行命令簿は保存期限(1年)の超過によ り既に廃棄されている。

なお,「○月○日付文書 事実関係 対照表」は,この請求を受ける前に行われた請求 人からの請求 (請求書記載番号5番,29番,38番,40番,41番,43番及び44番) に基づき,既に請求人に対して開示している (開示資料番号80)。

(3) 対象個人情報のうち2(3)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(3)に対応する個人情報(仙台法務局人権擁護部職員と人権擁護委員が平成〇年〇月に〇〇中学校を訪問したことについて教頭が作成した記録)について、請求人の父からの申し立てを受け、仙台法務局人権擁護部職員と人権擁護委員が平成〇年〇月に〇〇中学校を訪問したことは事実であるが、当該事案に関連して実施機関が保有している公文書は、仙台法務局が請求人の父からの申し立てに対して侵犯事実不明確の決定を行ったことを〇〇中学校校長あてに通知した「平成〇年〇月〇日付け仙台法務局長通知」のみであり、それ以外のものは存在しない。

当該訪問調査は、請求人の父から「○○中学校長による不適切な対応」について訴えを

受けた人権擁護委員等により、その事実関係を確認するために行われたものである。本件審査請求を受け、当日の学校側の対応者について当時の〇〇中学校長に確認したところ、訴えの対象が校長による行為であったため、校長単独で対応したと記憶しているとのことであった。また、同様に、当時の〇〇中学校の教頭に確認したところ、教頭は当該訪問調査に同席しておらず、記録も作成していない、また、記録をとった旨を請求人の父に回答した記憶もないとのことだった。

当該調査は問答形式で行われた。内容は、請求人の父から○○中学校に対して再三申し立てられた苦情と同様のものであり、それに対する回答も、既に請求人の父に対し繰り返し説明してきたものであったこと、また、校長が回答する側であったことから、当該調査にあたって特段記録は作成していない。

なお,「平成〇年〇月〇日付け仙台法務局長通知」は,この請求を受ける前に行われた 請求人からの請求(請求書記載番号 57 番)に基づき,既に請求人に対して開示している (開示資料番号 98)。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書,反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張,並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば,本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 請求人の父は、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、実施機関に対し、請求人の治療費及び通院費の請求、前校長、現校長及び教頭による謝罪の要求、請求人への個別配慮を要望する3通の文書を提出した。これを受け、実施機関は、「平成〇年〇月〇日付け教育長名の文書」(開示資料番号96)により請求人及び請求人の父に対し回答を行った。
- (2) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで仙台市教育長、教育相談課長及び〇〇中学校長に対し、平成〇年〇月当時の請求人の担任教諭の発言等について事実関係の調査及び謝罪等を求める「通知書」を提出した。これを受け、〇〇中学校では校長が当該教諭から事情聴取するなどしたうえで、請求人の父の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80)を作成し、教育相談課に報告を行った。教育相談課は、この報告を基に「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」(開示資料番号 6)を作成し、これにより請求人の父に対し回答を行った。
- (3) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇中学校長に対し、請求人の心身の不調について独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度に係る給付手続等を求める文書を提出した。これを受け、〇〇中学校は請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人の父とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇 関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95) を作成したうえで、請求人の父から別途提出された平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けの文書への対応と併せて、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」(開示資料番号 7)により請求人の父に対し回答を行った。
- (4) 請求人の父が、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に、〇〇中学校の対応について人権侵犯があったとして、仙台法務局に対し人権救済の申し立てを行った。これを受け、仙台法

務局人権擁護部職員と人権擁護委員は、平成〇年〇月に〇〇中学校を訪問し調査を行ったが、人権侵犯があったとまでは判断されず、侵犯事実不明確の決定を行ったことを「平成〇年〇月〇日付け仙台法務局長通知」(開示資料番号 98)により〇〇中学校長あてに通知した。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は既に開示したもの以外には作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第48条第4項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

- ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求を受け令和3年10月1日に見分調査を行った。また、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第43号から同第47号までの審議の過程においても見分調査を行っている。これらの調査は、いずれも請求人及び請求人の兄並びにその父母への対応に関係する記録を対象としており、二回の調査によって、教職員課執務室に保管されている全ての記録を確認した。
- イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について,本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第43号から同第47号までの審議の過程で,請求人の兄及びその家族(請求人を含む)への対応に関係する全ての記録を確認した。
- ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第38号から同第40号までの審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象 個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第55号)

	(111113) 00 1
年 月 日	内 容
令和 3. 8. 17	・諮問を受けた
令和 3. 8. 23	・実施機関(教育局学校教育部教育相談課)から弁明書の提出を 受けた
3.8.24 (令和3年度第4回 個人情報保護審議会)	・諮問に係る審議を行った
3. 8. 29 ~ 3. 9. 8	・請求人から反論書の提出を受けた
3. 8. 30	・請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3.10.28 (令和3年度第6回 個人情報保護審議会)	・請求人から口頭で意見を聴取した ・諮問に係る審議を行った
3.12.24 (令和3年度第8回 個人情報保護審議会)	・諮問に係る審議を行った
4.3.1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	・諮問に係る審議を行った